

守口市 公園施設長寿命化計画

令和6年3月

守口市 都市整備部 道路公園課

1. 都市公園整備状況

(令和6 年 3 月 1 日時点)

管理対象都市公園の数	管理対象都市公園の面積	一人当たり都市公園面積
172	26.5 ha	1.88 m ² /人

2. 計画期間（西暦）〔 2024 年度～ 2033 年度（ 10 箇年）〕

3. 計画対象公園

①種別別箇所数

街区	近隣	地区	総合	運動	広域	風致	動植物	歴史	緩緑	都緑	その他	合計
53	1	1									117	172

②選定理由

計画対象公園は、「都市公園法第2条に基づく都市公園（公園又は緑地）」と「守口市が管理している、その他の公園・緑地」と設定する。

4. 計画対象公園施設

①対象公園施設数

園路広場	修景施設	休養施設	遊戯施設	運動施設	教養施設	便益施設
325	158	918	504	12	9	202

管理施設	災害応急対策施設	その他	合計
2,990		41	5,159

②これまでの維持管理状況

これまで公園施設（建築物、遊戯施設、公園施設等）を対象に、道路公園課による維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検を行っている。一部公園については指定管理者による維持保全と日常点検を行っている。

遊戯施設はこれらの管理に加え、国土交通省「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」及び社団法人 日本公園施設業協会（JPFA）が策定した「遊具の安全に関する規準JPFA-S：2014」に基づき毎年1回の定期点検を実施している。

この定期点検により危険箇所が発見された場合、緊急度の高いものから補修を行ってきた。

備考）経過年数、これまでの維持管理状況、施設の劣化の可能性を記述

③選定理由

本市の公園は設置から30年以上経過した公園が大半を占めており、公園施設の老朽化が顕在化してきている。

公園は幅広い世代の市民が利用する可能性のある施設である。市民が安全に安心して公園を利用できるよう、市内にある都市公園、児童公園等において、各施設の健全度を把握し、適切な公園の維持・保全・運営を行うため、本計画の策定を行う。

また、計画対象公園については、公園施設の長寿命化対策により、公園機能の保全を図りつつ、ライフサイクルコストの削減を実現する。

5. 健全度を把握するための点検調査結果の概要（個別施設の状態等）

点検調査は、2023年10月から2023年12月までの期間に実施した。

1. 一般施設、土木構造物、建築物
国交省の公園施設長寿命化計画策定指針に則り、健全度調査を実施した。
健全度調査は遊具を除く4,647施設（事後保全型管理施設を含む）のうち、予防保全型管理の候補とした132施設について実施した。

2. 遊具等

社団法人 日本公園施設業協会（JPFA）が策定した「遊具の安全に関する規準 JPFA-S：2014」に基づき、専門技師が遊具504施設について法定点検を行った。

	健全度判定				備考
	A	B	C	D	
a. 一般施設 (121)	27	76	18	0	日陰たな、シェルター、パーゴラ、倉庫、四阿、噴水、野球場、サッカー場、テニスコート
c. 土木構造物 (0)	0	0	0	0	
d. 建築物 (11)	7	4	0	0	多目的球場、相撲場、管理事務所、便所、テニスコート（上屋あり）
b. 遊具等 (504)	9	278	199	18	すべり台、踏み板式ぶらんこ、健康器具系遊具、砂場、ジャングルジム、象形遊具、複合遊具等

備考) 点検調査実施時期・期間、点検調査方法、点検調査結果の概要（公園施設の健全度に関する全般的状況）を記述

6. 対策の優先順位の考え方

対策の優先順位は、5. で示した「健全度判定」及び「考慮すべき事項」から設定した「緊急度判定」に基づくこととした。

考慮すべき事項は、公園の「利用者数」及び「災害時の避難場所の指定」の状況より設定した。

加えて、「都市公園＞児童公園＞その他公園」、「公園マスタープランにおいて点数が高い公園（優先順）」、「遊具の対策が第一優先」の3つの条件を考慮し、対策をするものとする。

	緊急度判定		
	高	中	低
a. 一般施設 (121)	0	18	103
c. 土木構造物 (0)	0	0	0
d. 建築物 (11)	0	0	11
b. 遊具等 (504)	96	121	287

備考) 個別施設の健全度調査結果等に基づく緊急度判定の状況、考え方を記述

7. 対策内容と実施時期

①日常的な維持管理に関する基本的方針

【目標管理水準の設定】

施設の劣化状況や施設の重要度を考慮して、目標とする管理水準を設定する。

予防保全型管理施設（遊具）については、管理水準を「健全度ランク B」以上を維持することを目標とする。ただし、対策を講じる公園施設は優先順位をつけ、その順で実施する。

事後保全型管理施設については、「健全度ランク D」に至る前までを目標とし、劣化や損傷の進行を判断して、撤去・更新を行う。

【日常の点検や定期点検における留意事項】

健全度調査票を活用して、調査員が異なった場合でも必要な情報が提供・記録されるよう努めるものとする。

【異常を発見した際の留意事項】

異常が発見された場合、必要に応じて利用禁止とし、安全性を確保する。また、異常が確認された施設が予防保全型管理施設の場合は健全度調査を実施し、長寿命化対策を検討する。事後保全型管理施設の場合は、劣化や損傷の進行を判断して撤去・更新を行う。

備考) 公園施設の種類に応じた日常点検や定期点検ごとの点検実施体制、点検方法などの基本的な方針を記述

②公園施設の長寿命化のための基本方針

【定期的な健全度調査の設定】

予防保全型管理を行う遊具は、安全面を考慮し、日常的な維持保全作業に加え、定期的な健全度調査を1年に1回以上実施することとする。

【予防保全型管理における対策時期及び補修方法の設定】

遊具の主な部材の交換サイクル 5～10年

塗装のサイクル 7年

緊急度に応じた対策時期を設定

- 1) 緊急度 高>中>低の順
- 2) 都市公園>児童公園>その他公園の順
- 3) 公園マスタープランにおいて、点数が高い公園の順
- 4) 遊具の対策が第一優先事項

備考) 点検調査により把握した健全度を踏まえた、公園施設長寿命化のための基本的な方針を記述（次回の点検・診断、修繕・補修・更新、その他必要な対策について、講ずる措置の内容や実施時期を記述）

8. 都市公園別の健全度調査結果、長寿命化に向けた具体的対策、対策内容・時期など
- ※ 別添「公園施設長寿命化計画調書」（様式1「総括表」、様式2「都市公園別」、様式3「公園施設種類別現況」）による

9. 対策費用

①概算費用合計（10年間）【②＋③】	3,374,973 千円
②予防保全型施設の概算費用合計（10年間）	1,391,067 千円
③事後保全型施設の概算費用合計（10年間）	1,983,906 千円
④単年度あたりの概算費用【①/10】	337,497 千円

備考）計画期間の概算費用（千円）を記述（様式1、様式2との整合に留意）。

10. 計画全体の長寿命化対策の実施効果

今回長寿命化計画を策定した公園における10年間でのライフサイクルコスト縮減額は28,750千円である。

備考）ライフサイクルコストの縮減額などを記述

11. 計画の見直し予定

①計画の見直し予定年度（西暦）：〔 2029 年度〕

②見直し時期、見直しの考え方など

次回以降の健全度調査の結果が、長寿命化計画で定めた内容と著しく乖離が生じた場合には、長寿命化計画の見直しを行う。 公園の利用状況を考慮しつつ、今後、廃止・集約化に向けた検討を実施する。
